

科学図書館叢書

国号考

三本居宣長著



科学図書館



国号考

本居宣長



大八島国

皇大御国の号、神代に二つあり、一には大八島国、二には葦原中国なり、その大八島国といふは、古事記に、伊邪那岐命伊邪那美命御合、生子淡道之穗之狡别島、次生伊豫之二名島、次生隱伎之三名島、次生筑紫島、次生伊伎島、次生津島、次生佐度島、次生大倭豊秋津島、故因此八島先所生、謂大八島国と見えたり、書紀にも、生坐る次第などは、伝々異なれども、八の数は同くて、由是始起大八洲国之号焉とあり、そもく志麻とは、周廻りに界限のありて、一区なる域をいふ名なり、然云本の意は、しまるしまるせまるせばしなどいふ言と同じきなるべし、これらも、取はなち曠く界限なくはあらで、界限ありて、とりしまれる意よりいふ言なればなり、されば志麻てふ名も、本はかならず海のみならず、国中にて山川などのめぐれる地にもいへりと見ゆ、そのよしは下條なる秋津島のところにいふを見てしるべし、又この大八島などいふ名のごとく、いと大きなにもいへれば、必しも小きをのみいへるにもあらず、但し小くて海の中にあるは、殊にめぐりの界限も炳焉ければ、専さる地のみの名の如くにもおのづからなれるなり、さて島洲などの字をあてて書るも、その海の周れる地をいふ一かたにつきてなり、されどこれらの字に泥みて、必もとより海の中なるをのみいひ、又小きをのみいふ名なりとな思ひあやまりそ、凡て

皇國の言に漢字をあてたるは、全くあたれるもあり、又かたへは当りて、かたへはあたらざ  
 るも多かるを、後世には、たゞひたぶるに字にのみよる故に、言の本の意を誤ることのみ多  
 きぞかし、さてこの大八島の島も、海の周りに隔れる一界の国をいへるにて、その例は、書  
 紀の神代卷に、三韓國をも韓郷之島といひ、万葉集の歌には、海をへだてては、大和國の方  
 をさしても倭島とよみ、又此大八島をすべても、倭島根とよめるなど是なり、さて八島と  
 しもいふは、海を隔てずて一連なるをば、幾國にまれ一島として、その数八なればなり、か  
 くてその八は例の弥にて、もとはたゞ島の数の多かる意の号なりけむを、や、後に八つの意  
 にとりて、その数をと、のへていひ伝へたるかとも疑はるめれども、古事記にしろされたる  
 八つにて、畿内七道の諸國みな備はり、又他の島々は一もまじらずして、餘れるもなく足ざ  
 るもなければ、本より八の数は動かざるにこそ、書紀の伝々には、此内に他の島々もまじれ  
 れば、八の数動けれども、古事記の正しきにつきて定むべきなり、さて此号は、外国に対は  
 ず、ひとりだちて天の下を統言号なり、八千矛神の御歌に、夜斯麻久爾とよみたまひ、倭  
 建命の御言に、吾者、坐纏向之日代宮所、知大八島國、大帶日子淤斯呂和氣天皇之  
 御子とのりたまひ、孝徳天皇の詔にも、現為明神御、八島國、天皇とのり給へり、公式令の  
 詔書式にも、朝廷の大事に用ひらるる詔には、明神御、宇大八洲、天皇詔、旨、とのりた  
 まふと見えたり、

葦原中国アシハラノナカツクニ 水穗国ミツホクニをも附ついふ

葦原中国ノツとは、もと天つ神代に、高天原タカマノハラよりいへる号ナにして、此御国ミコクニながらいへる号ナはあらず、さて此号の意は、いといと上つ代には、四方ヨモの海べたはことごとく葦原にて、其中に国クニ処ドコロは在リて、上方カミツカタより見下せば、葦原のめぐれる中に見えける故に、高天原ノよりかくは名づけたるなり、かれ古事記書紀に、此号ナはおほく天上アメにしていふ言にのみ見えたり、心をつけて考ふべし、その中に此御国にていへるも、いと稀マレにはなきにしもあらざれども、そは御孫命ミマノミコトの天降アメリマシ坐マシて後には、此御国にても、もと天上アメにありていひならへる号ナをもて呼ヨべることも有しよりおこれるなり、さてよもの海辺ウミベのことごとく葦原なりしことは、続後紀に、仁明天皇の四十の御賀ミホギコトに、興福寺の僧等ホウシドモの戯れる長歌に、日本乃ヒノモトノ、野馬台能国遠ヤマトノクニヲ、賀美侶伎能カミロキノ宿那毘古那加スクナヒコナカ、葦菅遠アシスゲヲ、殖生志川々ウエオフシツツ、国固米クニカタメ、造介牟与理ツクリケムヨリ、云々、とよめる、此事今伝はれるイニシヘブミ古書コトどもには見えざれども、かくよめるは、必そのかみヨリトコロ 抛オホナ ありけむ、さればもと、大穴オホナ 牟遲少名毘古那二柱御神ムチスナナヒコナノミカミの、国造クニツクリカタ 堅めむために、植生ウエオフし廻メらしたまへるなりけり、かくて中昔ナキサのころまでも、海の渚ナギサには、いづくにも葦の多かりしこと、世々の歌どもなどを見てもしるべし、さて此葦原中国ノツてふ号には、くさぐさトケルコト 説トあれども、皆古ヘの意にかなはず、そのわろき由ヨシは、ことごとくに論アゲツラはむもわづらはしければ、もらしつ、

又これを豊葦原之水穗国ともいへり、豊は美称にて、大八島の大的たぐひなり、そは此国号へすべて係れり、葦のみにかけて云にはあらず、葦原は上件にいへるが如し、水は字は借字にて、物のうるはしきをほむる言にて、これは穂をほめたるなり、書紀に瑞字を書れたるはあたらず、彼字につきて、祥瑞などの意とな思ひまがへそ、穂は稲穂をいへり、葦のにはあらず、凡て稲穂をたぐに穂とのみいえるは、万葉に秋穂などもいひ、書紀に、天照大神又勅曰、以吾高天原所御斎庭之穂亦、当御於吾兒とあるがごとし、さて皇国は、万の事も、異国にはまされる中にも、稲は殊に万国に比ひなく、はるかにすぐれて、いと美好きこと、神代よりかくのごとく深き由緒のありて、今に至るまでまことに水穗国の名に負へるたふとき、いふもさらなるを、天の下の諸人、かゝるめでたき稲をしも朝夕に給べながら、皇神の御恵をおほるかに思ひなすべきわざかは、そもく人は命ばかり重き物はなきを、それ続てながらふることは、もはら稲の功にしあれば、世にこればかり重く尊き宝は何物かあらむ、その稻のかばかりすぐれてめでたきにも、皇国の万国にすぐれて、最尊きほどはいちじるきもので、

夜麻登 秋津島師木島をも附いふ

夜麻登といふは、もと畿内なる大和 一国の名なるを、神武天皇此国に大宮しきませりしよ



りして、後の御代ミヤコの京も、みな此国内クヌチなりける故に、おのづから天の下の大名オホナにもなれるなり、さて此名は、邇ニギ芸速日命ハヤレノミコトのあまくだらしし時に、虚空見倭国ソラミツヤマトノクニといへる古語ありて、神代よりの名なり、又それよりさきに、八千矛神ヤチホコノの御歌に、やまとの一本すゝきとあれども、そは此国の名をよみたまへるにはあらじとそおもふ、又書紀の神武御卷の末に、昔伊奘諾尊ムカシイサナギノミコトホメテ目メ此国ノラ、曰イハレ日本者浦安国ノリタマフヤマトハウラヤスクニ、細クハシ戈シ千足国ホコチダルクニ、磯輪上シワノボルホツマクニト、秀真国ヒメマコトとも見えたり、かくて神武天皇は此国に宮しきましけるによりて、神日本磐余彦尊カムヤマトイハレヒコノミコトと大御名を称オホミナ奉タテれり、然るをかへりて、此大御名オホミコトより起りて国の名ともなれりといふは、いみしきひがことなり、又或説ミヤコに、夜麻登といふは、神代より天の下の大名なりしを、神武天皇の御代よりして、わきて帝都ミヤコの一国の名にもなれるなり、其故は、此天皇御卷に、皇興スメラミコトニメグリマセルチナミニ巡幸テ因フキノカミノホホアヲカニ登ミ腋上ウデノカミ、而廻ミサ望国状ケテクニガタラクアチニヤクニヲエツ、曰イハレ妍哉乎国之獲牟ナドモツユフノマダグニ、雖ゴトシ内木綿之真迹国ウチノマタタテマコト、猶ナドシ如蜻蛉之臂アキツノトナメセルガ、咕ヨリ焉コレシメテ、由ヨリ是始コレシメテ、有アキツ秋津洲之号シマトツナ也、昔伊奘諾尊ムカシイサナギノミコト目メ此国ノラ、曰イハレ云々、とある秋津洲も浦安国も、みな天の下の大名なれば、夜麻登もはやく伊邪那岐命の御時より大名と聞え、又神代紀に甞生オホヤマトトヨアキツシマラ大日本豊秋津洲オホヤマトトヨアキツシマラと見え、又狡野尊サスノ云々、後撥ノチニコト平天下ムケノヲ、奄シ有シ八洲シノシメス、故復加号カレミナヲタタテマラスカムヤマトイハレヒコノミコトト、曰イハレ神日本磐余彦尊カムヤマトイハレヒコノミコトなどある、これらみな神代より天の下の大名なりしおもむきなりといへるは、みな誤リなり、まづかの秋津洲も、大和の国内クヌチの地名トコロノナなり、天の下をすべいふにはあらず、そは廻ミサ望国状ケテクニガララとあるにても知べし、いとも広ヒロき天下の形状カタチは、曠間丘ホホマノラカより一目ヒトメにはいかでか見わたしたまふべき、又内木

綿<sup>ワタ</sup>之<sup>ノ</sup>真<sup>マコト</sup>迹<sup>ツギ</sup>国<sup>クニ</sup>とのたまへるも、狡<sup>セバ</sup>き国<sup>クニ</sup>といふ事なるをおもふべし、猶<sup>ナホ</sup>此地<sup>ノ</sup>の事は、下<sup>コト</sup>に別<sup>クハシ</sup>に委<sup>クハシ</sup>
 くいふべし、又<sup>ウラヤスクニ</sup>浦安<sup>ウラヤスクニ</sup>国<sup>クニ</sup>といふも、一<sup>ヒト</sup>国<sup>クニ</sup>のことなるを、釈<sup>ウツタガ</sup>日本<sup>ニッポン</sup>紀<sup>キ</sup>などにも、天<sup>オホホ</sup>の下の大名<sup>ナマ</sup>とし
 て説<sup>トキ</sup>たるはひがことなり、大和<sup>ヤマト</sup>は海<sup>ウミ</sup>なければ、浦安<sup>ウラヤスクニ</sup>とはいふべからずと、疑<sup>ウツタガ</sup>ふ人もありぬべ
 けれど、浦<sup>ウラ</sup>は借<sup>カリ</sup>字<sup>ジ</sup>にて、うらさびしうらがなしなどのうらの意<sup>イ</sup>なり、万<sup>マン</sup>葉<sup>エフ</sup>十<sup>ジュウ</sup>四<sup>シ</sup>の卷<sup>マキ</sup>に、うら
 やすにさぬる夜<sup>ヨ</sup>ぞなきなどよめるにてもしるべし、また生<sup>オホヤマトトヨアキツシマヲ</sup>三<sup>サン</sup>大<sup>ダイ</sup>日本<sup>ニッポン</sup>豊<sup>トヨ</sup>秋<sup>アキ</sup>津<sup>ツ</sup>洲<sup>シマヲ</sup>とあるは、天<sup>オホホ</sup>の
 下<sup>コト</sup>の大名<sup>ナマ</sup>にもなりての後の世<sup>ヨ</sup>よりいへる語<sup>コトバ</sup>にして、神代<sup>コトバ</sup>の当<sup>ツノカミ</sup>昔<sup>コト</sup>の言<sup>コト</sup>にはあらず、秋<sup>アキ</sup>津<sup>ツ</sup>洲<sup>シマ</sup>とい
 ふ号<sup>ナ</sup>も、上<sup>ウヘ</sup>に見<sup>ミ</sup>えたるごとく、神武<sup>カムヤマト</sup>天皇<sup>ニギハヤヒ</sup>の御代<sup>ミヨ</sup>より始<sup>ハジ</sup>まれるにてさとるべし、そもく神代<sup>コトバ</sup>
 より、大<sup>オホ</sup>八<sup>ヤツ</sup>嶋<sup>シマ</sup>国<sup>クニ</sup>葦<sup>アシ</sup>原<sup>ハラ</sup>中<sup>ナカ</sup>国<sup>クニ</sup>などいひしに、其<sup>ソノ</sup>号<sup>ナ</sup>をあげずして、生<sup>オホヤマトヲ</sup>三<sup>サン</sup>大<sup>ダイ</sup>日本<sup>ニッポン</sup>ともしもいへるはいか
 にといふに、か<sup>ナ</sup>の二<sup>ニ</sup>つ<sup>ツ</sup>の号<sup>ナ</sup>は、八<sup>ヤツ</sup>洲<sup>シマ</sup>を惣<sup>スベ</sup>たる大名<sup>オホナ</sup>なるに、これはそのうち<sup>ナナシマ</sup>の七<sup>ナナ</sup>洲<sup>シマ</sup>をのぞきて、
 一<sup>ヒト</sup>洲<sup>シマ</sup>をいふ所<sup>トコロ</sup>なればなり、かくて此<sup>コノ</sup>一<sup>ヒト</sup>洲<sup>シマ</sup>の大名<sup>オホナ</sup>は別<sup>コト</sup>になき故<sup>ユヘ</sup>に、しばらく大<sup>オホ</sup>日本<sup>ヤマト</sup>とはいへり、
 夜<sup>ヤマト</sup>麻<sup>マ</sup>登<sup>ト</sup>は一<sup>ヒト</sup>国<sup>クニ</sup>の名<sup>ナ</sup>なるが、天<sup>オホホ</sup>の下の大名<sup>オホナ</sup>にもなり、又<sup>マタ</sup>一<sup>ヒト</sup>国<sup>クニ</sup>の内<sup>ウチ</sup>にて、わきて京<sup>ミヤコ</sup>師<sup>シ</sup>をさしてもい
 ひて、広<sup>ヒロ</sup>くも狭<sup>セバ</sup>くも用<sup>ヨウ</sup>ひらるゝ号<sup>ナ</sup>なるが故<sup>ユヘ</sup>なり、そは筑<sup>ツクシ</sup>紫<sup>シ</sup>といふも伊<sup>イ</sup>豫<sup>ヨ</sup>といふも、一<sup>ヒト</sup>国<sup>クニ</sup>の名<sup>ナ</sup>
 なるを、九<sup>ク</sup>国<sup>クニ</sup>四<sup>シ</sup>国<sup>クニ</sup>の大名<sup>オホナ</sup>にもして、筑<sup>ツクシ</sup>紫<sup>シ</sup>洲<sup>シマ</sup>伊<sup>イ</sup>豫<sup>ヨ</sup>之<sup>ノ</sup>二<sup>ニ</sup>名<sup>ナ</sup>洲<sup>シマ</sup>などいへる例<sup>レイ</sup>に同じ、又<sup>マタ</sup>狭<sup>サスノ</sup>野<sup>ノ</sup>尊<sup>ミコト</sup>云<sup>クニ</sup>々<sup>々</sup>
 とある文<sup>コトバ</sup>のさまは、天<sup>オホホ</sup>下の大名<sup>オホナ</sup>を取<sup>トル</sup>て神<sup>カム</sup>日<sup>ヤマト</sup>本<sup>ニッポン</sup>云<sup>クニ</sup>々<sup>々</sup>とは称<sup>タタ</sup>へ奉<sup>タテマツ</sup>れるごと聞<sup>キ</sup>ゆめれど、然<sup>シカ</sup>にはあ
 らず、これも皇<sup>ミヤコ</sup>上<sup>ノ</sup>しき坐<sup>マセ</sup>る国<sup>クニ</sup>の名<sup>ナ</sup>をとれる大<sup>オホ</sup>御<sup>ミ</sup>名<sup>ナ</sup>なり、かゝれば夜<sup>ヤマト</sup>麻<sup>マ</sup>登<sup>ト</sup>といふは、本<sup>ホ</sup>よりの
 大名<sup>オホナ</sup>にはあらず、一<sup>ヒト</sup>国<sup>クニ</sup>の名<sup>ナ</sup>より転<sup>ウツ</sup>れること疑<sup>ウツ</sup>ひもなし、すべてとは狭<sup>セバ</sup>き名<sup>ナ</sup>の、後<sup>ヒロ</sup>に広<sup>ヒロ</sup>くな

れる例おほし、出羽加賀なども、もとは郡の名なりしを取て、国の名とはせられつること国史に見え、そのほか駿河、国駿河、郡駿河郷、出雲、国出雲、郡出雲郷、安芸、国安芸、郡安芸郷、大隅、国大隅、郡大隅郷なども、もと郷名なるが郡の名にもなり、郡の名の国名にもなれりと聞ゆるをや、書紀の崇神御卷の歌に、椰磨等那殊於朋望能農之能とある大物主神は、天下を経営成たまへりしかば、此椰磨等は大号のごとく聞ゆめれど、こはたとへば後世の語に、日本一の剛の者といふなる日本は、皇国のことなれども、意はおのづから天地のあひだにならびなき剛の者と聞ゆるがごとくにて、古大和の京の時は、その一国の名をいひて、おのづから天下の事にもなれるにて、猶天下をすべいへるにはあらず、さればこれは、意は天下をいへるなれども、言はなほ一国の夜麻登なり、かくてやうやくうちまかせたる大号にもなれりと見えて、古事記に、仁徳天皇日女島に幸せる時、其島にて雁が卵をうめるを、建内宿禰命に其事とはせたまへる大御歌に、たまきはる、内のあそ、汝こそは、世の長の人、そら見つ、やまとの国に、鷹子産と、きくや、これに答へ奉れる歌にも、そらみつ、倭の国に、鷹子産と、いまだきかず、とよまれたり、日女島は津国にあり、書紀には二首ともに、秋津島やまとは有て、地も河内国茨田堤に雁産とあり、いづれにまれ大和の国内にはあらず、又鷹の産むことは、すべて皇国にてはめづらしければ、此夜麻登はまさしく天の下の大号なり、さて一国の名をもて天下の大名とする事は、もろこしの国にても代々の例なれば、夜麻登もかれにな

らへるかど、疑ウタガふ人あれども、仁徳天皇の御世に、はやく御歌にもよませたまふばかりいひなれつる事なれば、いかでか然らむ、そのかみかの国籍クニフミは、既ステに渡りまうで来キつれども、かの国の事を然シカばかりならひたまふことは、いまだあらざりき、然るに万の事、かの国のふりをならふことになれる後の世の心をもて見るから、神代より有リキ来キつる事どもをすら、皆かれにならへるかどはうたがふなり、かならずしもならはざれども、こゝとかしこと、おのづから心ばへの相通アヒカヨへることも多かりかし、

夜麻登といふは、もと山ヤマ辺ノ郡ベノ倭ヤマトノ郷より始れる名なりと、くはしく師の万葉考別記に見えたり、これにあまたの論アゲツラヒあり、まづ此倭郷は、和名抄には、城シヤノシモノ下ノ郡大和於保夜未止と見えたるを、神名帳には、山ノ辺ノ郡大和 坐大国魂オホヤマトニマスオホクニミタマノ 神社と有て、郡のたがへるを、師は城ノ下ノ郡に入れるを、後の事なりといはれつれども、はやく続紀の天平宝字二年の文にも、城ノ下ノ郡大和オホヤマトノ 神山とあれば、もと城ノ下ノ郡なりしが、後に山ノ辺ノ郡には入れるなるべし、かの御社ミヤシロ今も新泉村といふに在て、山ノ辺ノ郡なり、すべて和名抄は後に出来つれども、諸国クニグニノ 郡郷の名は、奈良朝ナラノミカドのころしるせる物によりて、そのまゝを拳アゲたりと見ゆれば、かへりて神名帳よりはふるきこともあるなり、さて又此郷を紀などには、やまととのみいへるを、和名抄に於オホ保ホ夜ヤ未マ止トとあるは、今の京になりての唱へなるかといはれつれども、垂仁紀に大倭オホヤマトノ直アタヘと見え、右の続紀の文にも大和オホヤマトとあるをや、一國ヒトクニを大和オホヤマトといふから、此郷の名にも同じく大オホてふ言コトを加クハへたるな

り、さて夜麻登といふはもとかの郷より始まりて、後に一国の名にもなれりといふは、上に引る諸國クニグニの例どももおほかれれば、まことに論ヒなきがごとし、然れども猶よく考るに、此名はもとより一国の名なるを、かの郷名は、後に倭ヤマト 大国御魂シスマリマセ神の鎮シスマリマセ 座シスマリマセるによりて、とり分て一国の名を負オせて、その郷サトをも倭ヤマトとはいふなるべし、今の世に伊勢の国内クヌチにても、大御神の宮のべの里をさして、殊コトに伊勢といふと、同じ心ばへなり、他アタシトコロ所にも此例猶有べきなり、然るに書紀神武御卷に、以テ三珍彦ウフヒコ為ニ倭国造ウタガとあるは疑はし、其故は、まづ此倭は師のいはれつるごとく、倭郷の事なり、然るにかの大国魂神は、もと天皇の大殿の内に祭りたまへりしを、崇神天皇の六年に、始めて他所コトコロにはうつして祭たまひ、同七年に、市磯長尾市イチシナガオチてふ人を、神主としたまへり、又垂仁御卷に、一の伝へをあげていはく、是時倭大神著カカリテ 穗積ホヅミノ 臣遠オミノ 租大水口ヤオホミナ 宿禰ヌスミ 而誨オシ之曰云々、時天皇聞キ是言コト、則命オホセテ 中臣連祖探湯主ナカノミツノ 而シテ 卜ウラフニ 之誰イツレノ 人以ヒト 命メ 祭マツル 大倭大神オホヤマトノ、即淳名城稚姫命ニハルノ 命食卜焉イヒコト、因以命コト 淳名城稚姫命ニハルノ、定メ 神地カマドコロ 於穴磯邑アナジノムラニ、祠ニ 於大市長岡岬オホイチノナガノサキニ、然ルニ 是淳名城稚姫命ニハルノ 命既身体悉コトゴトニ 瘦弱、以ズ 不能祭マツル、是ヲ以命メ 大倭直オホヤマトノ 祖長尾市宿禰ヌスミ 令メ 祭マツル 矣、とあり、か、れば此大国魂神の、倭郷ヤマトに鎮シスマリマセ 座シスマリマセせるは、崇神か垂仁の御世よりなれば、神武の御代に倭と云郷名はあるべからず、もし此崇神の御代より前に、はやくその名あらば、祠ニ 於倭邑ヤマトノ などあるべきに、さはあらで、定メ 神地カマドコロ 於穴磯邑アナジノムラニ、祠ニ 於大市オホイチノ 長岡岬ナガノサキニとあるは、いまだ倭てふ郷名はあらざりし故なり、穴磯大市アナジノオホイチはともに、後には城上シキノカミノ

郡に入れれども、此わたり城上城下山辺三郡堺ちききところなれば、そのかみは大名を穴磯といひて、そのうちなる大市の長岡といふ地なりけむを、此大倭大神の鎮座る故に、その後倭郷とは名づけたりけむ、さてかの長尾市宿禰は、姓氏録によるに、かの宇豆彦の後胤にて、倭国造の祖なり、然れども此長尾市の世は、いまだ倭国造といふ職にもあらず、その姓にてもあらずと見えて、垂仁御卷三年七年廿五年のところに見えたるに、みな倭直祖のみ有て、直に倭直とも国造とも見えたることはなし、雄略御卷に至りてぞ、此氏はじめて倭国造とは見えたる、然れば此氏の倭国造といふになれるは、かの長尾市宿禰の、大倭大神を祭る神主となりてのうへ、其後のことなりけむを、書紀に珍彦を倭国造とすとあるは、子孫の職号を、始祖へもさかのぼしてかたり伝へたるを取て記されたるものなるべし、抑神武天皇の御代には、道臣命大久米命などぞ、功最大なるを、此臣たちすら、居干筑坂邑などのみありて、その国造としたまふ事は見えざれば、ましてつぎの人もをや、但しかの長尾市宿禰も、いやしからぬ臣とは聞えたれば、始祖珍彦の世より、かの長岡岬のあたりの地を賜りて、知伝へてはありけむ、長尾市てふ名も、長岡岬てふ地名によれりと聞えたり、さて倭大神と申すは、大倭一国の国御魂神に坐故の御号にして、鎮座る地名によれる御号にはあらず、故崇神垂仁の御世のころ、倭てふ郷名はいまだ聞えざれども、此神の御号はもとより有しなり、さて郷名の倭は、仁徳天皇の太后石姫命の御歌に、始めて見えたり、をだて山、

やまとをすぎ、とあるこれなり、さて又藤原御井の歌に、日本の青香具山といひ、また幸<sup>シ</sup>吉野宮<sup>ニ</sup>一時の歌に、倭には、鳴てか来らむ、よぶこ鳥、云々といへるも、ともに大和の国内にして、さらに倭といへるは、かの山辺郡のやまとを、藤原都のあたりまでも冠らせいひなれしなりといはれつるも論あり、都の名をこそ、かたはらの郡までも及ばしていふべけれ、かへりて隣郡の郷名を、何の由にかは都あたりまで冠らせいふべき、もしまた藤原都あたりまでも倭郷の内なりとせば、同じ倭郷の内にしてさらにやまとといはむは、倭国内にしてさらにやまとといはむも同じ事ならずや、さればこれも、かの伊勢といふ例と同じ心ばへにて、同じ倭国の内ながらも、殊に京師のあたりをさして倭とはいへるなり、香具山は、藤原都の東方にならびていと近し、吉野にてよめる歌も同じ意なり、かゝればこは万葉考の説はわろくて、冠辞考のしき島の條に、一国の名を都に負せていへるなり、といはれつるかたぞ宜しかりける、

夜麻登<sup>ヤマト</sup>といふ名の意は、万葉考の一つの考へに、此国は四方みな山門<sup>ヤマド</sup>より出入れば、山門<sup>ヤマト</sup>国と名を負る<sup>オヘ</sup>なりと有て、そのよし委くしるされたり、此説ぞ宜しかるべき、又己が考へあり、そはまづ書紀神武御卷に、天皇の御言に、此国の事を、聞<sup>キク</sup>於<sup>ニ</sup>塩土<sup>シホツツ</sup>老翁<sup>ヲチノイヘル</sup>曰、東<sup>ノカタニ</sup>有<sup>リ</sup>美地<sup>ヨキクニ</sup>、青山<sup>アヤマ</sup>麻登<sup>マト</sup>波<sup>ハ</sup>、久爾能麻本呂波<sup>クニノマホロバ</sup>、多々那豆久<sup>タタナヅク</sup>、阿袁加岐夜麻<sup>アヲカヤマ</sup>、碁母礼流<sup>コモレル</sup>、夜麻登志<sup>ヤマトシ</sup>、宇流波斯<sup>ウハシ</sup>、と

よみたまひ、又石比売命の御歌に、袁陀弓夜麻夜麻登云々、とよみたまふ、此比売命の御歌なるは、かの倭郷をのたまへるなれども、袁陀弓夜麻といふは、一国の倭によれる枕詞にて、楯を立並べたる如くに、山のめぐれるをのたまへるなり、右の件の古言どもみな、此国は山の周廻れる中にあることをいへるなれば、夜麻の山なることは論なし、登トには三つの考へあり、一つには、登は処にて、山処の意なるべし、処を登とのみいへるは、立処伏処寐処竈処井処足処などの例のごとし、又止字を古く登と訓むこと、書紀の私記に、古語謂居住為止とあり、字書にも、居共住共注し、説文に処字を止也と注し、玉篇に、処字を居也と注したるなどをも思ふべし、二つには、登は都富の約まりたるにて、山都富なるべし、都は例の之に通ふ助辞、富は字は仮字にて、すべて物につまれこもりたる処をいへる古言なり、されば是又山のめぐれるよしをもて負へる名なり、そのよしを委くいはむには、応神天皇の、葛野を望坐てよませたまへる大御歌に、知婆能、加豆怒袁美礼婆、毛々知陀流、夜邇波母美由、久爾能富母美由とあるは、葛野のあたりは、今の平安京の地なれば、山のめぐりてつゝみたる中に在て、山代国の奥区なるをもて、国の富とのたまへるなり、さてこれに、かの倭建命の御歌に、夜麻登波、久爾能麻本呂波云々、阿袁加岐夜麻、碁母礼流、夜麻登云々、とある御歌を合せて見べし、麻本呂波の麻は真、呂波は助辞にて、これも久爾能本なり、又書紀には此御歌を、景行天皇の大御歌とし、麻本呂波を、摩保邏摩とありて、釈紀に私記曰、師説謂、鳥之



和支乃之太乃毛乎為保羅磨也、摩謂真実也、言息腋羽乃古止久掩藏之國也、案奧  
 区也、今俗謂保呂羽訛也、云々、今案、大和國者奧區之由褒美也といへる、これも山の周廻  
 れる中につゝまれこもりたるよしなり、但し鳥腋羽乃古止久といへるは、いさゝかたがへる  
 か、かの羽に譬へてまほらまといふにはあらず、されど鳥の保羅羽も、翅の内につゝまれこ  
 もれる羽という意にて、羅は助辞なるべければ、保といふ言の意は同じきなり、又古言に、ふ  
 ゝまるほゝまる、又ふほごもりなどいへるも、布と保とは通ふ音にて、含まれこもれる意、ま  
 た懐も、今伊勢人などは即ほごもりなどいひて、これも衣につゝまれこもれる所をいふ、中  
 昔の言に山ぶところといへるも、人の懐にたとへたるにはあらず、たゞ山にこもれる地とい  
 ふ意なり、又書紀神武卷に此倭を、秀真國とほめたまへるよし見えたる、此秀も同じ意なる  
 に、秀字をしも書れたるは、上に引る古言どもにみな此國をば、山のめぐれるを以て美称へ  
 て、勝れたる事にいへれば、おのづから此字の意にも相通ふなり、されど言の本の意は、浪秀  
 などの秀とは異なれば、此字の意にはあらず、然るを契沖などが、かの摩保羅摩、又万葉集  
 の五の卷九の卷十八の卷などに、國之麻保良とよめるなど、みな真秀の意なりとして、かの  
 私記の説を、おほつかなどいへるは、中々に考への至らざるなり、かの万葉の歌どもなるは、  
 山のめぐれる意にもあらず、又真秀の意にもあらず、たゞ國といへるまでにて、麻保良はい  
 と軽くて、意なきがごとく聞ゆめるは、上つ代よりいひなれたる言の、意の幾重も転り変れ

する物なるべし、又真原マハラの意ぞといふ説も、かの応神天皇の大御歌に、富ホとのみよませたまへ  
 るにかなはず、すべてかかることは、そのもとをよく考へ明らめて、末の転ウツれる方にはなづ  
 むまじきわざなるをや、三つには、登トは、宇都ウツの宇ウツを省ハブき、都ツを通トはしいへるにて、山宇都ヤマウツの  
 国なるべし、かくてその宇都ウツは、うつほ無戸室ウツムロなどの宇都ウツならむかとも思へども、なほ内ウチと  
 いふことなるべし、古ヘに内を宇都ウツといへる例多し、其中に万葉の歌に、垣内カキツとあるは、垣都カキツと  
 も書て、仮字カナに可伎都カキツとあると同じければ、然訓シカユムべきことしるし、今本イマホンにかきうちとよめる  
 はわろし、さればこれ、内をうつといひ、その宇ウツを省ハブけることをも兼たる例なり、さて今世  
 に、垣内カキツと書て加伊登カイトと唱ふる地名、こゝかしこにあるは、加伎都カキツの転ウツれるにて、字は本のま  
 ゝに書キ伝キへたるものなり、これ又宇都ウツの都ツを登トともいふべき例なり、なほ都ツと登トと通ふ例も  
 つね多き中に、上に引る応神天皇の大御歌には、葛野を加豆怒カヅヌとよみたまへるに、和名抄な  
 どには加止乃カドノと見え、参河国の郷名の磯泊シハドを、和名抄には之波止シハドとしるし、万葉に高円タカマドを高  
 松ともおほく書るなどは、ことに近チカし、さてかの青牆山アラガキヤマごもれるとあると、玉牆タマガキ内国ノウクニとある  
 とを思ひ合せて、山内国ヤマウツノクニと名づくべきことをさとるべし、玉牆タマガキノウツクニ内国ノウクニとは、玉牆タマガキノウツクニを造りめぐ  
 らしたらむ如くに、山の周メツれる内なる国といふ意なればなり、上件師カムノクダリの山門ヤマドの説と、己が  
 此コノ三つの考へとのうち、見む人心のよらむかたをとりてよ、此国の名には、古ヘよりとりく  
 の説どもあれども、みなよろしからず、一つ二つ論アゲツラはば、まづ書紀私記シキシキに、天地剖判フカサテ、泥湿

未<sup>ダ</sup>乾<sup>カ</sup>、是以<sup>ヲ</sup>栖<sup>テ</sup>山<sup>ニ</sup>往<sup>ス</sup>来<sup>ス</sup>、因<sup>テ</sup>多<sup>シ</sup>蹤<sup>跡</sup>、故<sup>ニ</sup>曰<sup>フ</sup>山<sup>ノ</sup>跡<sup>ト</sup>、山<sup>ノ</sup>謂<sup>ヒ</sup>之<sup>ヲ</sup>耶<sup>マ</sup>麻<sup>マ</sup>、跡<sup>ヲ</sup>謂<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>止<sup>ト</sup>、又<sup>ニ</sup>古<sup>ノ</sup>語<sup>ニ</sup>謂<sup>フ</sup>居<sup>住</sup>爲<sup>レ</sup>止<sup>ト</sup>、  
 言<sup>コ</sup>止<sup>ト</sup>往<sup>ス</sup>於<sup>リ</sup>山<sup>ニ</sup>也<sup>ト</sup>といへるは、もとより天下<sup>ノ</sup>の<sup>オ</sup>大<sup>キ</sup>号<sup>ナ</sup>と見ていへる説なれば誤<sup>リ</sup>なり、また泥<sup>ミ</sup>未<sup>ダ</sup>乾<sup>カ</sup>などいへるみな、ふるくより山<sup>ノ</sup>跡<sup>ト</sup>と書<sup>カ</sup>ならへる文字<sup>モ</sup>につきて、おしはかりに設<sup>マ</sup>けたる  
 妄<sup>ミ</sup>説<sup>リ</sup>なり、泥<sup>カ</sup>湿<sup>カ</sup>の乾<sup>カ</sup>ざりし事も、山<sup>ニ</sup>に住<sup>ス</sup>し事も、古<sup>ノ</sup>書<sup>ニ</sup>に見<sup>エ</sup>たることなし、書<sup>ノ</sup>紀<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>代<sup>ノ</sup>卷<sup>ニ</sup>に、  
 古<sup>ノ</sup>国<sup>ノ</sup>稚<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>稚<sup>ノ</sup>などいへる事はあれども、これは国<sup>ノ</sup>も人<sup>ノ</sup>もいまだ出来<sup>イ</sup>ぬさき<sup>キ</sup>の事<sup>ナ</sup>れば、山<sup>ニ</sup>に住<sup>ス</sup>むなどいふべき時にはあらずかし、然<sup>ル</sup>るを契<sup>ノ</sup>沖<sup>ガ</sup>、此<sup>ノ</sup>名<sup>ヲ</sup>をもと一<sup>ノ</sup>国<sup>ノ</sup>の名<sup>ト</sup>と見て、和<sup>ノ</sup>州<sup>ニ</sup>にかぎ  
 りて泥<sup>ノ</sup>湿<sup>ノ</sup>のかわかざるべきにあらずといひて、此<sup>ノ</sup>私<sup>ノ</sup>記<sup>ノ</sup>の説<sup>ヲ</sup>を取<sup>ト</sup>ざりしは、さる事<sup>ナ</sup>なるに、な  
 ほ山<sup>ノ</sup>跡<sup>ノ</sup>の字<sup>ト</sup>になづみて、和<sup>ノ</sup>州<sup>ハ</sup>は四<sup>ノ</sup>面<sup>ニ</sup>みな山<sup>ナ</sup>れば、往<sup>ノ</sup>来<sup>ノ</sup>の跡<sup>ト</sup>山<sup>ニ</sup>におほかるべしといひて、万<sup>ノ</sup>  
 葉<sup>集</sup>におほく山<sup>ノ</sup>跡<sup>ト</sup>と書<sup>ル</sup>るなどを証<sup>シ</sup>に引<sup>ク</sup>るは、ひがことなり、山<sup>ニ</sup>に往<sup>来</sup>の跡<sup>ノ</sup>におほからむから  
 に、国<sup>ノ</sup>の名<sup>ニ</sup>に負<sup>フ</sup>べくもあらず、もし山<sup>ニ</sup>に住<sup>ス</sup>むとならば、猶<sup>も</sup>さもいふべけれど、その説<sup>ヲ</sup>をとらざる  
 うへは、跡<sup>ノ</sup>の意<sup>ハ</sup>いはれず、すべて古<sup>ノ</sup>は字<sup>ノ</sup>の義<sup>ニ</sup>にはかゝはらず、訓<sup>ノ</sup>の通<sup>ヘ</sup>ば、いづれにまれ  
 借<sup>リ</sup>て書<sup>ル</sup>る例<sup>ヲ</sup>おほかる中に、地<sup>ノ</sup>名<sup>ノ</sup>などはことに借<sup>リ</sup>字<sup>ノ</sup>のおほかるを、契<sup>ノ</sup>沖<sup>ノ</sup>などは、猶<sup>も</sup>文字<sup>ト</sup>になづ  
 む世<sup>ノ</sup>間<sup>ノ</sup>のくせのうせざりしぞをかし、さて又<sup>ニ</sup>万<sup>ノ</sup>葉<sup>ノ</sup>考<sup>ノ</sup>の、か<sup>ノ</sup>倭<sup>ノ</sup>郷<sup>ノ</sup>を名<sup>ノ</sup>の本<sup>ト</sup>とせられたる説<sup>ニ</sup>に、  
 大<sup>ノ</sup>坂<sup>ノ</sup>門<sup>ノ</sup>木<sup>ノ</sup>門<sup>ノ</sup>などの如<sup>ク</sup>、上<sup>ノ</sup>つ代<sup>ニ</sup>に此<sup>ノ</sup>郷<sup>ノ</sup>より東<sup>ニ</sup>へ越<sup>ル</sup>る山<sup>ノ</sup>門<sup>ノ</sup>有<sup>テ</sup>名<sup>ヲ</sup>づけつらむ、といはれつる  
 は、従<sup>ヒ</sup>がたし、其<sup>ノ</sup>故<sup>ハ</sup>は、大<sup>ノ</sup>和<sup>ノ</sup>国<sup>ノ</sup>こそまことに四<sup>ノ</sup>方<sup>ニ</sup>みな山<sup>ノ</sup>門<sup>ノ</sup>より入<sup>リ</sup>出<sup>ル</sup>れば、其<sup>ノ</sup>説<sup>ハ</sup>いはれたれ、  
 か<sup>ノ</sup>郷<sup>ノ</sup>のあたりは、然<sup>シ</sup>いふべき地<sup>ト</sup>のさまにもあらず、又<sup>ニ</sup>さる古<sup>ノ</sup>き証<sup>シ</sup>もなくして、たゞ上<sup>ノ</sup>つ代

に東へこゆる山門ありて名づけつらむとは、みだりなればなり、おしてかくいはば、山近き地は、何処イスクにても然いはるべし、そのうへかの郷の名を本とするは、いかゞなること、上に委ユくいへるが如くなるをや、又或人の説に、大和は伊駒山の東南なる国なれば、山外ヤマトの意なり、かの山の北なる国を山背ヤマシロといふにてしるべし、といへるもわろし、東南を外トといふべき由なく、山背ヤマシロてふ国名も、伊駒山によれるにはあらず、かれは大和を主ムネとして、その北の方の山の後ウシロなるよしなり、されば山背ヤマシロに對ムカへては、倭は山内ヤマウチとこそいふべけれ、外トとはいかでかいはむ、そのうへ外トといひては、かの青垣山アヲカキヤマごもれるなどおほくある古語どもにもそむけり、又倭は、北なる奈良ナラザカ坂の方のみ山低ヒキくして開ヒラけたるをもて、山門ヤマトノ国といふ、といへるも心得ず、かの師の考への如く、四方みな山門ヤマトより出入デラむにこそさは名つくべけれ、その中の一かた山低ヒキきにつきて山門ヤマトといはむは、似たる事ながらいたく違タガへる物をや、又或説に、伊イ邪サ諾ナキ伊イ邪サ冉ナミ尊オホヤマトの大八洲トヨアキツシマを生ウミマセます時に、始めに大日本豊秋津洲ウミマセを生坐ウミマセる故に、やまとは八洲ヤシマモト本といふ意の名なりといふは、七洲ナナシマを除ノゾきての头号オホナにつきていへるなれば、かなはず、そのうへ八洲ウミを生ウミませる次第ツツイデも、古事記には、大倭は終オハりなるをや、又契沖が説に、釈名ハナリに山産ハナリ也、産スルコト生スルコト万物ラ也といへるを引て、嘉号カニクニなる故に天下の惣名クニクニに用ひらるゝ、よしいへるは、古の意にあらず、後に万の事ツケ学問ツケきたになりての世にこそ、諸国ヨキモシ郡郷名ヨキナなど、好字ヨキナを著ツケよ嘉名ヨキナを取トれなトどいふことも有リつれ、夜麻登ヤマトといふが天の下オホナの头号オホナになれるは、上つ代ヨキナよりのことな

れば、さるさだあるべくもあらぬをや、  
秋津島アキツシマは、古事記に、大倭オホヤマト帶日子国押人命オホヤマトタラシヒコクニオシビトノミコト、坐マシマシテカズラキ葛城ノ室ムロノアキツシマノミヤニシロシメシキ之秋津島宮ミヤ治シ天下ノ也  
と見え、書紀にも此御卷に二年冬十月遷都於室地ムロノトコロニ、是謂秋津島宮ヲフと有て、もと此孝安天  
皇の都の地トコロノナ名なり、かの神武天皇の、猶ゴト如蜻蛉之臀トナメセガノタマ帖ノと詔へりしは、即此地のことにて、  
かの大詔オホミコトより起れる名なり、腋ワキノカミ上もホホモノラカも室も、みな相近きところにて、大和国葛上カヅラキノ  
郡なり、さて孝安天皇の百餘年久しく敷坐シキマセりし京師の名なるから、秋津島倭アキツシマヤマトとつゞけてい  
ひならひ、その倭に引れて、つひに天の下の大名にもなれることは、師木島シキシマと全同モハラじ例なり、  
次に委オホナくいふを合せ見べし、然るにかの神武天皇の国状カタを御覽ミソナハして、蜻蛉の臀トナメ帖セせるが如し  
とのたまへるを、或アルは天の下のこととし、或は大和一国の事とするから、此秋津島てふ名を  
も、然心得シカココロめれども、然にはあらず、国状とあるにつきては、なほ疑ふ人もありぬべけれど、  
古ヘは後に郡郷などになれるほどの地トコロをも某国ソノクニといへる、常のことなれば、なにごとかあらむ、  
さて雄略天皇の吉野イテマシに幸行し時に、虻アムの御腕ミタコウラを昨クヒたるに、蜻蛉アキツトビキ飛来キて、その虻アムを昨タヒける時  
の大御歌に、手タこむらに、阿岐豆アキツシマ島と云フ、とよませたまひ、それより其地ソノチを阿岐豆野アキツシマと名づけ  
そらみつ、倭ヤマトの国を、阿岐豆アキツシマ島と云フ、とよませたまひ、それより其地ソノチを阿岐豆野アキツシマと名づけ  
られし事、古事記に見えたり、此御歌の意は、古ヘより此倭国ヤマトを秋津島といふことは、今かく  
の如く、其名オヒに負オヒて蜻蛉アキツが功イサヲあらむとてなり、とよみなしたまへるなれば、秋津島の事には

あづからず、然るを書紀には、此御歌の詞、はふ虫も、大君に、まつらふ、汝が<sup>ア</sup>かたは置む、  
 秋津島<sup>アキツシマヤマト</sup>倭とあり、是はすなはち汝が名におへる此秋津島倭<sup>アキツシマヤマト</sup>国に、形をのこしおきて、此地を  
 蜻蛉野<sup>アキツノ</sup>と名づけむ、とのたまふ意なるべし、されどこはよくせずば、此時の蜻蛉の功<sup>イサヲ</sup>により  
 て、国名を秋津島と名づけたまへるごと聞えて、まぎれぬべし、さてまた秋津の津は、古事  
 記書紀万葉など古書<sup>フルキフミ</sup>にあまた出たる、假字<sup>カナ</sup>には皆阿岐豆<sup>アキツ</sup>と、濁音<sup>ニゴルコエ</sup>の豆<sup>ツ</sup>のみ書て、清音<sup>スムコエ</sup>の  
 假字書るは一つもなし、後世<sup>ノ</sup>に清てよむは訛<sup>アヤナリ</sup>なり、虫の名も同じ、又この島を洲<sup>シマ</sup>とも書る  
 につきて、阿岐豆<sup>アキツス</sup>須ともいふは、ことにひがことなり、洲<sup>シマ</sup>字は須に用はつねのことなれど  
 も、秋津洲<sup>アキツシマ</sup>のとき然いふことは、例もなくことわりもかなはぬことなるをや、さて又海なき  
 地<sup>トコロ</sup>に島といふ名のあることは、志麻<sup>シマ</sup>とは、もとは必しも海の中ならねども、山川などにまれ  
 周<sup>メ</sup>れる界限<sup>カギリ</sup>のある地<sup>トコロ</sup>をいふ名なること、始にいへるが如くなれば、此秋津島なども、山のめ  
 ぐるをもていふなり、蜻蛉<sup>アキツ</sup>の臀<sup>トナメ</sup>帖<sup>ト</sup>せるが如しとのたまへるも、青山<sup>アヲヤマ</sup>のめぐれるさまなるを  
 思ふべし、またそのあたりを室<sup>ムロ</sup>といひしも、さる由にてつけたる名にやあらむ、猶他<sup>ホカ</sup>にも例  
 多し、書紀に、越<sup>コシノ</sup>国を大八洲<sup>オホヤシマ</sup>の一つにとりて、越洲<sup>コシノシマ</sup>といへるも、海は隔<sup>ヘダ</sup>たらねども、彼<sup>カ</sup>国  
 は、いづくよりも山を隔<sup>ヘダ</sup>てて、別<sup>コト</sup>に一<sup>ヒトツボ</sup>区なるが如くなればなるべく、筑紫<sup>ツクシ</sup>の宇佐<sup>ウサ</sup>を宇佐島<sup>ウサシマ</sup>と  
 あるも、山川などのめぐりて、一<sup>ヒトツボ</sup>区<sup>ク</sup>の地なる故なり、又応神天皇の都は、大和<sup>オホヤマト</sup>国高市<sup>タカシ</sup>郡の軽<sup>カル</sup>  
 といふ所なるを、軽島<sup>カルシマ</sup>といひ、欽明天皇の都は、師木<sup>シキ</sup>といふ所なるを、師木島<sup>シキシマ</sup>といへるなど

も皆同じ、此餘ホカにも海なき国々に、某島オニシマといふ地名のおほかる、多くは此例にてぞつけつらむ、その中には、かならずいぢるき界限サカヒはなき地トコロをも、ことさらに一区ヒトツボとしめ定めて、名づけたるも有ぬべし、それもなつくる意は同じ事なりかし、

師木島シキジマは、古事記に、天国押波流岐広庭命アメクニオシハルキヒロニハノミコトハ者、坐マシマシテシ師木島大宮治シキシマノオホミヤニシロシメシテ天下テンカ也と見え、書紀にも此御代の巻に、元年秋七月丙子朔己丑、遷シタマフ都倭国磯城郡磯城島金刺宮ミヤトと有て、もと此欽明天皇の都の地名トコロノナなるを、万葉集の歌どもに、しきしまのやまとの国とよめり、抑かくのごとくしきしまのやまととつゞけいへる意は、もとは大和一国をさしてにはあらず、京師ミヤコをさしてやまととはいへるにて、しきしまの都ミヤコといはむが如し、かの万葉の歌に、やまとには、鳴てか来らむウツ、よぶこ鳥、とよめるやまとも、殊に京師ミヤコをさしていへると同じ、又かの秋津島倭とつゞけいふも、もはら同じくて、本は秋津島の京ミヤコといはむがごとし、さればその秋津しまも師木島も、共にみな京の名をいへるにて、国の名にはあらず、これらもし一国のことならば、倭の秋津島、倭のしきしまといはではことわりかなはず、さて本はいづれも右のごとく、京師ミヤコをいへるなれども、かくつゞけなれては、やがて一国の倭にも転ツツして、秋津島やまウツとの国とも、しきしまの倭の国ともよめるは、枕詞のごとくにもなれるなり、さてまた転ツツりて、万葉十九卷に、立わかれ、君がいまさば、しき島の、人はわれじ、いはひてまたむとよめるは、大和国オホヤマトをやがてしき島といへるなり、こはかの奈良ナラを青によし、難波ナニハをお

してるとのみに似たり、さてまた倭にひかれて、つひに天の下の大号の如くになれる  
 ことも、秋津島ともはら同じ、又歌の道をしきしまの道といふは、大号より出て、又転れる  
 ものなり、さて此師木島シキシマてふ名の起りをとくに、崇神天皇と欽明天皇と二御代の都フタミヨを兼てい  
 ふは誤なり、其故は、すべてかゝることに、古を考へ合せていふは、物しり人のうへのわざ  
 にこそ有れ、世間のなべての人は、たゞ何となく、さしあたりたる事よりこそはいひ出る物  
 なれ、古を思ひていふものにはあらず、されば京をしき島といふも、たゞ欽明天皇の御時に  
 いひならへる、当時の京の名を、他京コトミヤコにうつりて後も猶云るが、おのづからなべての京の称  
 のごとなれるなり、たとへば、もろこしにも唐といへるが、後々の代までかの国の名になれ  
 る、それもたゞ李姓リウヂの唐よりいひならへるにこそあれ、古の唐堯の唐をもかねていふにはあ  
 らざるがごとく、これも古の崇神天皇の京までを思ひていひならへるにはあらず、もしまた  
 はやく崇神天皇の都よりいひ出たりとならば、後の欽明天皇の都までを待べきにあらずかし、  
 又かの伊邪那岐命イナギノミコトの詔ノタマへりし称辞タタヘコトどもの意、浦安国は、上にいへるが如し、細戈クハシボコ千足国チダルクニとは、  
 細戈は知の枕詞にて、細は戈をほめたる詞なれば、久波斯クハシと訓べし、知とつゞく意は、玉矛タマボコ  
 の道といふと同じ、道も美は御にて、添ソヘたる言なれば、枕詞はかならず知チへ係カガれり、さるは  
 古戈ヘホコの柄に、知チといふ処の有しなるべし、凡て手に取て引ヒキ挙アゲべき料ツケに付たる物を、知チと云例  
 多し、今も幕などに乳と云ものこれなり、されば戈にても、取持リとて然サはいへるなるべ



し、さて枕詞よりつゞきたる意は、此知てふ言のうへのみにて、千足チダルの意は別コトなり、そは上に引る応神天皇の大御歌に、毛々モモ知陀流チタル、夜邇波母美由ヤニハモミユとある、知陀流チタルこれなり、此事は古事記伝に委マカいへれば、こゝにははぶきつ、磯輪シワノボル上秀真国ホツマクニは、磯輪シワノボル上は、これも枕詞とは聞えたれども、いかにいへるにか、いと心得がたし、されど強シビていはば、磯輪シワノボルは皺シワにて、波ナミをいへるか、古今集なる壬生忠峯が長歌に、立浪の、浪の皺シワにや、おほ、れむとよめるも、もしくはもとより、浪を皺シワともいへる事の有し故にや、と思はるればなり、もしさもあらば、上ノボルは浪の立のぼるなり、かくいふこゝろは、浪のたつを波ナミの秀ホといへること、書紀万葉などに見えたれば、波立のぼる秀ホといふ意につゞきたるなるべし、故上カレをもしばらく能煩流ノボルとは訓つ、されどこはこゝろみにいへるばかりなり、なほよく考ふべし、さてこれも、枕詞よりつゞきたる意は、右の如くにて、秀真国ホツマクニの意は然らず、その秀ホの意は上ホにいへり、かくて此三つは、たゞ畿内の大和国ヤマトをほめて、かくのたまへるのみにて、まさしき国名クニナにはあらず、故書紀に目メし之ヲと書カカれたり、さればいふまでもあらず天の下の大号オホナにもあらねども、倭のちなみにいさゝかこゝには挙アゲつるなり

## 倭の字

倭の字は、もともろこしの国よりつけたる名にて、その始めて見えたるは、前漢書地理志

に、東夷天性柔順、異於三方之外、故孔子悼道不行、設桴海、欲居九夷、有呂也夫、樂浪海中有倭人、分爲百餘國、呂三歲時一來獻見云、といへる是なり、その後の書どもにも、みなかく倭人といひ、又はぶきて倭とのみもいへり、さて倭とは、いかなる意にて名づけつるにか、その由はさだかに見えたる事はなけれども、かの漢書に、東夷天性柔順と書出して、有倭人」とつらねいへるを思へば、班固が意は、説文に、此倭字の本義を、順貌と注したると同じくて、柔順なる故に倭人とはいふと心得たるごとく聞ゆめり、されどそれも字につきてのおしはかりなるべし、また皇國の旧説に、此國之人、昔到彼國、唐人問云、汝國之名稱如何。自指東方答云、和奴國耶云々、和奴猶言我也、自其後謂之和奴國也、と釋日本紀元々集などに載られたれども、これも信がたき説なり、そのゆゑは、まづ和奴國といふ名は、後漢書にはじめて見えて、倭國之極南界也とあれば、皇國の内の南の方の國の名なるを、唐書などにこゝろえあやまりて、皇國の旧の大号のごとく書を、そののちみな此誤りを伝へて、かしこにてもこゝにても、たゞさる事とのみ思ひ居るは、いみしきひがことなり、この事おのれ馭戎慨言につばらかに辨へ論へり、されば倭奴は、もとより國名にまれ、又我といふ意にて答へたるにまれ、皇國の内の一國の名なれば、これをもて大号の倭てふ意を説べきにあらず、又或説に、倭奴國を唐國の音にていへば、於能許にて、礮馭盧島といふ事なり、といへるもひがことなり、殷馭盧島は、大八洲より先には出来つれども、

淡路島のほとりにある一つの小島の名にこそあれ、神代より天の下の大号オホナにいへることさら  
 になし、然れば皇国人ミクニヒトのいはぬ名を、外国トククニの人の知て名づくべき由あらめやは、此説はもと、  
 近き世に神道者といふものの、此おのごろ島を、皇国の本号モトノナのごと説なせるによりていへる  
 なり、また倭奴国といふはおのころ島、おのころ島は丈夫島といふ意なりといふ説は、殊に  
 あたらぬ事なり、こは於と袁オと音コトの異なるをだにえしらぬみだりごとぞそかし、夜麻登ヤマトとい  
 ふに、やがて此倭の字をあてて書事は、いとく古ヘよりのことと見えたり、古事記にもみな  
 此字をかき、又書紀にも、日本と書て夜麻登と訓事は、神代卷に、此云レ耶麻騰ヤマトと註あれど  
 も、倭の字を書くにはかゝる註もなければ、世にあまねく用ひならへることしられたり、す  
 べて文字は、万の物の名も何ナニももろこしの国のを借用カリフる例なれば、これもかの国より名づけ  
 て書る字を、そのまゝに用ひむ事、さもあるべきわざなり、然るを此字嘉号ヨキナにあらず、とい  
 ひて嫌ふ人あれども、字の意はいかにもあれ、皇大御国の号スメラオホミクニとなりては、すなはち嘉号ヨキナなる  
 をや、さて此倭の字、もろこしより名づけたるは、大号オホナのみにて、畿内ウチツクニのやまとをば、皇国  
 人のいへるを聞てかけりとおぼしくて、後漢書魏志などに耶馬台ヤマト、隋書北史などにも耶摩堆ヤマト  
 といへり、然れども皇国にては、畿内ウチツクニのにも通カヨはして、みな倭の字を用ひたり、

## 和の字

和といふは、皇国にて後に改められたる字なり、さる故に、異国の書に、大号に此字を書ることさらになし、思ふにこれは、古より倭の字を用ひ来つれども、もと異国よりつけたる名にして、美字にもあらずとしてぞ、同音の好字をえらびて、改められたりけむ、さるは古はたゞ、夜麻登といふ名をのみむねとはして、文字はいかにまれ、仮の物なれば、よきあしきさだにも及ばず、あるまゝに倭の字を用ひ来にしを、や、後には、文字の好悪きをもえらばるゝ事になれりしなりけり、さて此和の字の事、上に引る漢書の文、又順貌と注せるなどに、和順などもつゞくを合せておもへば、倭と字義も遠からず、また書紀の継体天皇御巻の詔詞に、日本邕々名擅天下云々とある、邕は離と通ひて、詩の大雅に離々といふ註に、鳳凰鳴之和也とも、和之至也ともいへる、又聖徳太子の憲法の首に、以和為貴とある、又もろこしにて雍州といふは、もと王都の国の名なる故に、皇国にても後世にこれにならひて、山城国を雍州といふ、此雍字も離と通ひて、和也という註ある、これらはみな由あれば、いづれにまれその義を取れたるかとも思はるれど、それまでもあるべからず、すべの事後に考ふれば、おのづから由ある事どもは、くさぐさいでくる物なり、また子華子てふ書には、太和之国といふこともあれども、これらはさらに由なし、

倭を、この和の字に改められつるは、いづれの御代にかと考るに、齊部正通の神代卷口決に、天平勝宝改<sup>ニ</sup>為<sup>メ</sup>大和<sup>ト</sup>と見え、拾芥抄にも、天平勝宝年月日改<sup>メ</sup>為<sup>メ</sup>大和<sup>ト</sup>とあり、これらは後世の書なれども、よりどころありげに聞ゆる故に、なほ古書どもを考へ見るに、まづ古事記はさらにもいはず、書紀にも和の字にかけることは見えず、続紀に至りて、はじめて此字にかけること見えたり、これによりて、かの天平勝宝とあるが、妄<sup>ミダリ</sup>にもあらざることをかつかくみしりぬ、されども然改められたることはしるされず、故<sup>カレ</sup>なほ委<sup>クハシ</sup>く彼紀を考ふるに、はじめのほどは倭の字をのみ書て、そのあひだには、和の字に書るは一つも見えず、元明天皇の御代、和銅六年五月の大命<sup>オホミコト</sup>に、畿内七道諸国郡郷名著<sup>ツケヨキモシラ</sup>好字<sup>ニ</sup>とあれども、これは改らずと見えて、其後も猶もとのまゝに倭字<sup>ヤマト</sup>なり、さて聖武天皇の御代、天平九年十二月丙寅、改<sup>メ</sup>大倭国<sup>ヲ</sup>為<sup>メ</sup>大養徳国<sup>ト</sup>、同十九年三月辛卯、改<sup>メ</sup>大養徳国<sup>ヲ</sup>依<sup>レ</sup>旧<sup>ニ</sup>為<sup>メ</sup>大倭国<sup>ト</sup>とあれば、此時もなほ倭の字なりしことしられたり、其後も孝謙天皇の天平勝宝四年十一月乙巳<sup>トコロ</sup>日の下に、以<sup>ニ</sup>従四位上藤原朝臣永手<sup>ヲ</sup>為<sup>メ</sup>大倭守<sup>ト</sup>とあるまでは、みな倭字にて、その後天平宝字二年二月己巳<sup>ノ</sup>日の勅<sup>オホミコト</sup>に、はじめて大和国と見えたる、これより後は、又みな和の字をのみかかれたり、これにてまづ、勝宝四年十一月より、宝字二年二月までの間に改められたりとはしられたり、それも何となく和の字を書出せるにはあるべからず、かの養徳と改められし時の例を思へば、此和の字も、かならず詔命<sup>オホミコト</sup>にて著<sup>ツケ</sup>られたりけむを、紀にはその事しるし漏<sup>モラ</sup>されたるなるべし、

類聚国史などにも見えざれば、後に写し脱<sup>ナ</sup>せるにはあらじ、さて又万葉集を考ふるに、十八の巻までには、歌にも詞にも、和の字を書る所はなくして、十九の巻、天平勝宝四年十一月二十五日、新嘗会<sup>ニ</sup>肆宴<sup>ニ</sup>、応<sup>レ</sup>詔<sup>ニ</sup>歌六首の中に、右一首大和国<sup>守</sup>藤原<sup>守</sup>永手<sup>朝臣</sup>とある、これの和字を書る始めなり、又二十卷に、先太上天皇詔<sup>ニ</sup>陪<sup>テ</sup>從<sup>ニ</sup>王<sup>臣</sup>曰<sup>ク</sup>、夫<sup>レ</sup>諸<sup>王</sup>卿等<sup>宜</sup>賦<sup>ニ</sup>和歌<sup>ニ</sup>而奏<sup>ス</sup>云々、右天平勝宝五年五月云々とある、これに始めて和歌とも書り、そもくかの永手朝臣を大倭<sup>守</sup>とせられしは、上に引る紀の文のごとく、勝宝四年十一月乙巳<sup>日</sup>にて、乙巳は二日なるに、そこに猶倭の字をかけると、此万葉に、その同月の二十五日の事に、和の字を書るとを引合せておもへば、まことに天平勝宝四年十一月の、三日より二十四日までのあひだに改められたるなりけり、さて又大倭<sup>宿禰</sup>といふ姓<sup>ハ</sup>は、かの養德<sup>ヤマト</sup>と改められし時も、その字にしたがひて、大養德<sup>宿禰</sup>とかゝれたれば、和の字に改まりたる時も、それにしたがふべきわざなるに、宝字元年六月の所までも、なほ倭<sup>字</sup>をかきて、同年十二月の文より、始めて大和<sup>宿禰</sup>とあり、そのころは既に姓氏の文字なども、私に心にまかせてはかゝず、必おほやけより<sup>ミコト</sup>勅<sup>アリ</sup>有て、定められし事なれば、国名<sup>ハ</sup>の和の字に成<sup>リ</sup>しとき、此姓の字も、然改むべき勅あるべきに、其後しばしなほ旧<sup>モト</sup>のまゝに書しは、此姓の字改むべき勅は、宝字元年に至りて有<sup>リ</sup>なるべし、さて宝字元年の所に、此姓を大和<sup>宿禰</sup>と書るにて、国名<sup>ハ</sup>の方は、それよりさきに既に改まりつること、いよゝいちじるし、すべて統紀には、はじめに倭の字なるほどは、みな倭

の字をのみ書て、和と書ることなく、和の字に書始めて後は、又みな和の字のみにて、倭を  
 書カキマシ雑へたることとはなければ、改められつる年月も、おのづから右のごとくには考へしらるゝ  
 なりけり、然るを田令の中に、大和と書る所あり、又書紀崇神御卷にも、和と書る所一つあ  
 り、又続紀八の巻にも、二所大和国とかき、和琴ともかき、又万葉集七の巻にも和琴とかけ  
 る、これらはみな後に写し誤れるものなり、その前にも後にもいとおほかるやまとに、みな  
 倭の字をのみ書る中に、いとまれくヒトクニに一つ二つ和と書クべき由なければなり、後世には、心  
 にまかせて通はし書く故に、たゞ同じことと心得居て、ふと写したがへたるなるべし、又和  
 銅てふ年号もあれども、此和はやまとの義ココロにはあらず、さて上カムフクダリ件続紀に出たるは、皆畿内  
ウチツクニ  
 の大和ヒトクニ一国の名の字にて、天の下の大号オホナのやまとのさだにはあらず、大号のには、書紀より  
 して、おほくは日本といふ字を用ひられたりし故に、そのさだには及ばざりしにや、和の字  
 に改まりて後も、畿内の国名クニならぬには、なほ倭の字をもステ廢ずして、すなはち続紀などにも、  
ヤマトネ倭根子天コ皇スメラミコトなどとかゝれ、その外にもおほく見えたり、しかはあれども、大号も本はかの  
 一国の名よりおこれるに、その本を改められつるうへは、何事にもみな、和の字を用ひむを  
 や宜ヨロしとはいふべからむ、

日<sup>ニ</sup> 本<sup>ホム</sup> 比能母登<sup>ヒノモト</sup>といふ事をも附いふ

日本<sup>ニホム</sup>とは、もとより比能母登<sup>ヒノモト</sup>といふ号<sup>ナ</sup>の有し<sup>カケ</sup>を書る文字にはあらず、異国<sup>アタシクニ</sup>へ示さむために、ことさらに建られたる号なり、公式令詔書式に、明神御宇大八洲天皇詔旨とあるをば、義解に、用<sup>ル</sup>於朝廷大事<sup>ニ</sup>之辞<sup>ナリ</sup>也といひ、明神御宇日本天皇詔旨とあるをば、以<sup>テ</sup>大事<sup>ヲ</sup>宣<sup>ル</sup>於蕃国<sup>ニ</sup>使<sup>ニ</sup>之辞<sup>ナリ</sup>也、といへるをもて知<sup>ル</sup>べし、さて此号を建<sup>タテ</sup>られたるは、いづれの御代ぞといふに、まづ古事記に此号見えず、又書紀皇極天皇の御卷までに、夜麻登<sup>ヤマト</sup>といふに日本とかゝれたるは、後に此紀を撰<sup>エテ</sup>ばれし時に、改められたる物にして、そのかみの文字にはあらざるを、孝徳天皇即位、大化元年秋七月丁卯朔丙子、高麗百濟新羅並遣<sup>ミナシテ</sup>使<sup>ヲ</sup>進<sup>ル</sup>調<sup>ニ</sup>云々、巨勢徳大臣詔<sup>キ</sup>於高麗使<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup>、明神御宇日本一天皇詔旨云々、又詔<sup>テ</sup>於百濟使<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup>、明神御宇日本天皇詔旨云々と見えたる、これぞ新<sup>アラタ</sup>に日本<sup>ニホム</sup>といふ号を建<sup>タテ</sup>て、示<sup>シメ</sup>したまへるはじめなりける、故<sup>カレ</sup>さきくゝの詔のさまとは異<sup>コト</sup>になむありける、また同二年二月甲午朔戊申、天皇幸<sup>テ</sup>宮東門<sup>ニ</sup>、使<sup>ニ</sup>蘇我右大臣詔<sup>キ</sup>曰<sup>ク</sup>、明神御宇日本<sup>ニ</sup>倭根子天皇詔<sup>キ</sup>於集侍卿等臣連国造<sup>ニ</sup>伴造及諸百姓云々、これは異<sup>コト</sup>国<sup>ニ</sup>人<sup>ニ</sup>に示す詔にはあらざれども、此号を建<sup>タテ</sup>られて、始<sup>メ</sup>めたる詔なるが故に、かく宣<sup>ノリ</sup>て、皇朝<sup>スメラミカド</sup>の人どもにも、新<sup>アタラシキ</sup>号を示したまへるなり、もし然らざれば、日本倭根子と、倭<sup>ヤマト</sup>へ重<sup>カサ</sup>ねて宣<sup>ノリ</sup>たまへるは、やまとくゝと、同じことのいたづら



に重なるにあらずや、かゝればこの日本といふ号は、孝徳天皇の御世、大化元年にはじめて  
 建られたることいちじるし、然るを世々の識者ども、かの文をよく考へざる故に、何れの  
 御代より始まりしとも、えしらざるなり、すべて此孝徳の御世には、年号なども始まり、そ  
 の外も新に定められつる事ども多かれば、此号の出来しも、いよ、由有ておぼゆるなり、さ  
 てこれをもろこしの書どもと引合せて驗るに、隋の代までは倭とのみいへるを、唐にいたり  
 て、始めて日本といふことは見えたり、新唐書に、日本古倭奴国也云々、咸亨元年遣使賀  
 平高麗、後稍習夏音、悪倭名更号日本、使者自言国近日所出以為名、或云日本乃  
 小国、為倭所并、故冒其号、使者不以此情、故疑焉といへり、旧唐書には、倭と日本とを  
 別に挙て、日本国者倭国之別種也、以其国在日边、故以日本為名、或曰倭国自惡其名不  
 雅、改為日本、或曰日本旧小国、併倭国之地といへり、これらを見るに、此号の出来て  
 いまだいくほどもあらざりしころなる故に、彼国にては、いまださだかには知らざりしなり、  
 大化元年は、唐太宗が世、貞観十九年にあたれるを、かの咸亨元年は、その子高宗が世にて、  
 天智天皇の九年にあたれば、廿五年後なり、その間にも往来は有つれども、なほかの国へは、  
 もとのまゝにて御言は通はされて、日本といふ新号の建しことは、たゞ此方の人のわたく  
 しに語れるなどを、かつく聞るばかりにぞ有けむ、さて後文武天皇の御代に、粟田朝臣眞  
 人を大御使につかはししをりよりぞ、かの国へも正しく日本とはなのられける、此朝臣かし

ここにまかり著たりし時に、いづれの国の御使ぞととはれて、日本国の使なりと名のりしこと、続紀に見え、又かの旧唐書にもさきぐの往来の<sup>ユキキ</sup>ことをば、みな倭国といふ方にしるして、日本国といふ方には、此真人<sup>マヒト</sup>朝臣のまかりけるを始めとしてしるしたり、此時かの国は武后が世なりき、故或説に此号を、唐武后が時にかの国よりつけたるごとくにいへるは、ひが事ながら此由なり、さて又三韓の使には、大化元年にすなはち宣<sup>ウリ</sup>知らせたまひしこと、上に書紀を引ていへるがごとくなるを、その国の東国通鑑といふ書に、新羅の文武王十年のところに倭国更<sup>メテス</sup>号<sup>ニ</sup>日本<sup>ト</sup>、自言<sup>ラフ</sup>近<sup>シ</sup>日<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>出<sup>ル</sup>以<sup>テ</sup>為<sup>ト</sup>名<sup>ト</sup>といへるは、唐の成亨元年にあたりて、年も文も同じければ、かの唐書をとりて書たる物にて、論にたらず、すべて東国通鑑は、かくさまのうけがたき事のみぞおほかる、

日本としもつけたまへる号の意は、万国を御照<sup>ミテラ</sup>します、日の大御神の生<sup>ア</sup>ませる御国といふ意か、又は西<sup>ニシノモ</sup>蕃<sup>ロモロノ</sup>諸<sup>ミヤツコクニ</sup>国より、日の出る方にあたる意か、此二つの中に、はじめのは殊にことわりになかへれども、そのかみのすべての趣を思ふに、なほ後の意にてぞ名づけられたりけむ、かの推古天皇の御世に、日出処天子とのたまひつかはししと同じころばへなり、  
夜麻登<sup>ヤマト</sup>といふに、日本といふもじを用ふことは、書紀よりはじまれり、そはいまだ例なき事にて、世人のまどふべき故に、神代卷に、日本此<sup>レ</sup>二<sup>ニ</sup>耶麻騰<sup>ヤマト</sup>、下皆効<sup>オラヘニ</sup>此<sup>ニ</sup>、といふ訓注はある

なり、古事記は、大化の年よりはるかに後に出来つれども、すべての文字も何も、ふるく書  
 伝へたるまゝにしるされて、夜麻登にもみな倭字をのみかきて、日本とかゝれたる所はひと  
 つもなきを、書紀は、漢文をかざり、字をえらびてかゝれたる故に、あらたに此嘉号をあて  
 てかゝれたるなり、但し畿内の一国のやまとには、おほく倭とかき、天の下の大号のには日  
 本とかき、又一国の名の時も、おほやけにかゝれるをば日本とかゝれて、紀中おほかた此例  
 なり、人名も此こゝろばへにて、天皇の大御には日本、さらぬ人の中には倭とかゝれたり、神  
 日本磐余彦 天皇倭姫 命などのごとし、日本武尊は、天皇の大御父に坐て、よろづ天皇と  
 ひとしきゆゑに、日本とはかゝれつるなり、  
 比能母登といふ号は、古の書に見えず、日本といふは、意はその意なれども、もと異国へし  
 めさむために設けたまへるなれば、ひのものととはよまず、始めより爾富牟と字音にぞいひけ  
 む、万葉集に日本之とあるを、ひのものと訓るところ多かるは、後人の、しひて五言によ  
 まむためのひがことにて、皆四言にやまとのとよむべきなり、たゞ三の巻なる不蓋山の長歌  
 に、日本之、山跡国乃云々とあると、続後紀十九卷、興福寺の僧の長歌に、日本乃、野馬豪  
 能国遠云々、また日本乃、倭之国波云々、などとある、これらのみはひのものなり、されど  
 こは国号にいへるにはあらず、倭といはむ枕詞なり、それにつきて、おのれいまだわかゝり  
 し程に思へりしは、やまとを日本と書故に、その字のうちまかせた可る訓を、やがて枕詞

におけるにて、春日ハルヒの春日カスガ、飛鳥トブトリの飛鳥アスカ、などと同じ例なりと思へりしは、あらざりき、ま  
 づ春日ハルヒのかすがとは、春の日影のかすむといふ意につゞけ、飛鳥トブトリのあすかとは、書紀に、天  
 武天皇の十五年、改元メテ曰ヲ朱鳥ヒアカミトリノ元年ノト、仍名チケテレ宮曰ヲフ三飛鳥浮御原宮トとある、これ朱鳥シルシの祥瑞シの  
 出来つるをめでたまひて、年号ミヨノナをも然改めたまひ、大宮の号をも、飛鳥トブトリ云々とはつけたまひ  
 しなり、さればこれは、とぶとりの淨御原キヨミハラノミヤト宮トとよむべきなり、あすかの淨御原といはむは、  
 本よりの地名チケテなれば、ことさらにこゝに、仍名チケテレ宮曰ヲフ云々などいふべきにあらざるをおもふべ  
 し、とぶ鳥とは、はふ虫といふと同じくて、たゞ鳥のことなり、さて大宮の号を然シカいふから、  
 その地名チケテにも冠らせて、飛鳥トブトリの明日香アスカとはいへるなり、さてかすがを春日アスカ、明日香アスカを飛鳥と  
 もかくことは、いひなれたる枕詞の字をもて、やがてその地名の字となせる物なり、そはか  
 のあをによしおしてゐるなどいふ枕詞を、やがて奈良難波の事にしていへると、心ばへ相似た  
 り、かゝれば春日ハルヒのかすが、飛鳥トブトリの明日香アスカといふも、その地名の字のうちまかせたる訓を枕  
 詞になせるにはあらざれば、ひのものとやまとも、然シカにはあらず、又これは枕詞のひのもと  
 てふ字をもて、国名チケテの夜麻登ヤマトの字として日本とかくにもあらざれば、かの二つの例にもあら  
 ず、たゞ日の本つ国たる倭ヤマトといふ意にぞ有ける、それにとりて此枕詞、もしいと古フルくより有  
 しことならば、孝徳天皇も、日本ニホムといふ名は、これをおもほしてや建タテたまひけむ、されどか  
 の不蓋山フツジノの歌は、いとしも古フルからず、それよりあなたには見えざれば、こは日本ニホムといふ号の

こゝろをおもひて、後にいひそめつるにもあらむか、その本末はわきまへがたくなむ、

トヨ オホ タタヘコト  
豊また大てふ称謝

葦原<sup>ソノ</sup>中国<sup>ノ</sup>秋津島<sup>ツ</sup>などに、豊<sup>トヨ</sup>てふ言を冠らせて、豊葦原<sup>ソノ</sup>中国<sup>ノ</sup>豊秋津島<sup>ツ</sup>といひ、八島倭などに  
は、大<sup>オホ</sup>てふ言を冠らせて、大八島大倭といふ、これらの国号のみにもあらず、凡て豊とも大  
ともいへる例多き、みな上つ代の称辞<sup>タタヘコト</sup>なり、然るを大日本<sup>オホヤマト</sup>などいふ大<sup>オホ</sup>は、もろこしの国にて、  
当代<sup>ソノヨ</sup>の国号をたふとみて、大漢大唐などいふにならへる物ぞといふ<sup>コト</sup>説<sup>ト</sup>のあるは、古<sup>ヘ</sup>の<sup>ヘ</sup>ことを  
しらぬ、例のおしあてのみだりごとなり、もし然いはず、かの豊葦原<sup>トヨアシハラ</sup>などの豊は、いかにと  
かいはむ、こはかの国にはさらに聞えぬ美称<sup>タタヘナ</sup>なるものをや、又もろこしにては、王の母を大  
后<sup>オホ</sup>とはいふを、皇国の古<sup>ヘ</sup>には、当御代<sup>ソノミヨ</sup>の嫡后<sup>ミムカヒメ</sup>を大后<sup>オホキサキ</sup>と申せりき、これらも、大<sup>オホ</sup>といふこと、  
すべてかの国にならへるにあらざる証<sup>シルシ</sup>なり、然るを書紀には、古称<sup>フルキナ</sup>をたがへて、大御母<sup>オホミオヤ</sup>をし  
も皇大后<sup>ミミ</sup>と記<sup>シ</sup>されたる、これぞ彼国<sup>ソノ</sup>にならへるにては有ける、書紀にはかく、彼国<sup>ソノ</sup>にならひ  
てかかれたる事もおほきからに、神代<sup>カミヨ</sup>よりありこし事も、かれと似たるをば、皆ならへる  
にやとは疑<sup>ウタガ</sup>ふなり、抑大<sup>オホ</sup>てふ美称<sup>タタヘナ</sup>は、大臣<sup>オホオミ</sup>大連<sup>オホムラシ</sup>などいふたぐひ猶多し、みないと上つ代よ  
りのことにて、大倭<sup>オホヤマト</sup>といへるも、古事記の景行天皇御段<sup>ノミクダリ</sup>に、熊曾建<sup>クマソツタケル</sup>が詞に、大倭<sup>オホヤマト</sup>国<sup>ノ</sup>と見  
え、また懿德天皇孝安天皇孝靈天皇孝元天皇などの大御名、又古事記には、意富<sup>オホフ</sup>夜麻<sup>ヤマ</sup>登<sup>ト</sup>玖<sup>ク</sup>邇<sup>ニ</sup>

阿礼比売命と、假字に書る御名さへあるをや、

大和と書たるは、かならず意富夜麻登とよむことなり、和名抄に、畿内の大倭も、又その国の城下郡なる大和郷も、ともに於保夜万止とあるをもて知べし、然るをつねの語に、たゞ夜麻登とのみいふから、大字の添へるをも、たゞ夜麻登とのみよみ、また夜麻登といふに、かならず大字を添てかく事と心得たるなど、みなひがことなり、たゞ夜麻登といふには、和字のみかけり、但し諸国の名、又郡郷の名、皆必二字に書べしとの御定なれば、畿内の国名、又その郷名には、必大字を添書て、意富夜麻登と訓ぞ正しかりける、

- 本居宣長「国号考」(『本居宣長全集』第八卷。筑摩書房 一九九三年十月)所収。
- 原文の旧字は一部を除いて新字改めた。
- 本文中の句読点は、原文のまま。
- PDF化には`LATEX2 $\epsilon$` でタイプセッティングを行い、`dvipdfmx`を使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://www.cam.ac.uk/h-ho.ne.jp/munehiro/science/sciencelib.html>